# 無料相談

**■市民総合相談課（市役所本庁舎28番窓口）【予約不要】**

**《くらし110番相談　28番窓口》**

**内　容：** 日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員応対）

**と　き：** 平日8:30～17:15（面談・電話相談）
TEL 0857-20-4894

**《消費生活センター　29番窓口》**

**内　容：** 訪問・通信販売、借金問題など、消費生活に関すること（専門相談員応対）

**と　き：** 平日8:30～17:15（面談・電話相談）
TEL 0857-20-3863

**※土日祝日（年末年始以外）は消費者ホットライン TEL 188（局番なし）をご利用ください。**

**下記相談の問い合わせは市民総合相談課（28番窓口）TEL 0857-30-8181 FAX 0857-20-3919 まで**

**■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内1回（弁護士応対）**

**と　き：** 2月3・10・17・24日（火）
13:00～15:30（定員各5人・1人30分以内）

**ところ：** 本庁舎2階28番窓口

**予　約：** 1月23日（金）8:30～
（先着順、定員になり次第終了）

**■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】（社会保険労務士応対）**

**と　き：** 2月18日（水）13:00～15:30（定員5人）

**ところ：** 本庁舎2階28番窓口

**予　約：** 2月10日（火）まで
（先着順、定員になり次第終了）

**■土地境界に関する相談【電話予約制】（土地家屋調査士応対）**

**と　き：** 2月19日（木）13:00～15:45（定員3人）

**ところ：** 本庁舎2階28番窓口

**予　約：** 2月12日（木）まで
（先着順、定員になり次第終了）

**※市役所各担当課で、人権・福祉・税・健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。**

## 多重債務・ヤミ金融など相談会

問 県消費生活センター
（県庁第二庁舎東部消費生活相談室）
TEL 0857-26-7605　FAX 0857-26-8144

弁護士などの専門家による無料相談会

**と　き：** 2月18日（水）13:30～15:00　**※要予約**

**ところ：** 県庁議会棟第13・14会議室

## 人権・生活相談

問 中央人権福祉センター
TEL 0857-24-8241　FAX 0857-24-8067

**と　き：** 1月13・27日（火）
15:00～15:50、16:00～16:50

**ところ：** 人権交流プラザ

**内　容：** 人権に関わること、生活上の悩みなど

**定　員：** 各回1人（カウンセラー応対）

**※相談日以外の平日8:30～17:15は人権福祉員が応対**

## 行政への困りごと相談

問 鳥取行政監視行政相談センター　TEL 0857-24-5541

**内　容：** 国などの仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員応対）

**と　き：** 1月14日（水）・20日（火）・27日（火）・2月5日（木）13:30～15:00

**ところ：** 1月14日＝輝なんせ鳥取
1月20日＝さざんか会館
1月27日＝JAライフデザインプラザ
2月　5日＝麒麟Square情報スペース

※翌月7日までの情報を掲載しています。

## 特設人権相談

問 鳥取地方法務局人権擁護課　TEL 0857-22-2289

**と　き：** 1月8日（木）13:30～15:30

**ところ：** さざんか会館

**内　容：** 人権問題全般（人権擁護委員応対）について、人権侵害が認められる相談については調査救済（法務局対応）を行うことができます。

**※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。専用ダイヤル** TEL 0570-003-110

## 行政書士相談

問 鳥取県行政書士会事務局　TEL 0857-24-2744

**■行政書士会無料相談　※要予約**

- 1月10日（土）10:00～14:00（1人30分程度）
  中央図書館2階多目的ホール
- 2月1日（日）10:00～15:00
  気高図書館2階会議室

**内　容：** 相続・遺言、成年後見、農地転用、契約など

**■外国人無料相談会　※要予約**

**と　き：** 1月14日（水）10:00～12:00

**ところ：** 鳥取県立図書館2階

**内　容：** 在留資格、仕事、国際結婚、その他
※日本人の相談も可、英語・中国語対応可







## あなたの飼い犬・飼い猫はご近所に迷惑をかけていませんか？

問 駅南庁舎生活安全課　TEL 0857-30-8551　FAX 0857-20-3962
問 各総合支所市民福祉課　TEL 10ページ

**■最期まで面倒をみる**

飼育環境を整え、健康状態に気を配りましょう。家族の一員として、最期まで責任と愛情を持って飼育してください。どうしても飼えなくなる場合を想定して、あらかじめ責任をもって飼ってくれる人を探しておきましょう。

※高齢者からの引き取り相談が増加しています。

**愛護動物※の遺棄・虐待は犯罪です**

●愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

●愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金

※牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと および あひる、人が占有している動物で、哺乳類、鳥類または爬虫類に属するもの

**■不妊・去勢手術をする**

子どもが生まれても飼わないのであれば、事前に不妊・去勢手術をしましょう。また、病気の予防にもなります。

**■迷子にしない（所有者を明示する）**

飼い主の連絡先がわかるよう首輪に必ず鑑札や迷子札を装着し、万が一迷子になっても飼い主のところへ戻れるようにしましょう。マイクロチップの装着も推奨します。

**■犬はつないで飼う・無駄吠えをさせない**

放し飼いや、ノーリードでの散歩は法令で禁止されています。無駄吠えが続くと近所の人も犬が嫌いになります。

**■フン・尿を始末する**

他人の家の前や商業施設の近くなどでの犬の排せつは、迷惑行為になるので対策をしましょう。

- 自宅で排泄をすませてから出かける
- フンはビニール袋に入れて持ち帰る
- 尿をしたら水をかけてきれいにする
- 犬用のおむつを使う
- 電柱の近くはできるだけ避けて通る
- 消臭スプレーを持ち歩く

**■猫は屋内で飼う**

交通事故や感染症、猫同士のケンカによるケガを避けられます。近年、マダニから病気に感染し、亡くなる事例も発生しています。大切な猫のためにも屋内で飼いましょう。

**■野良猫に無責任なエサやりをしない**

不妊去勢手術をせずに野良猫にエサを与えると、野良猫がどんどん増えてしまいます。フン・尿や鳴き声などによる近隣住民との深刻なトラブルに発展する場合があるので、不妊去勢手術などの対策を行いましょう。

## No.154 ガード博士とメープル助手の消費者トラブル講座

問 本庁舎鳥取市消費生活センター
TEL 0857-20-3863
FAX 0857-20-3919

### ワンクリック請求に注意！

スマホで無料のアダルト動画を見ようと動画再生ボタンを押したら、突然「登録完了。24時間以内に30万円お支払いください。誤作動の人はこちら」と表示が出たので電話をすると、住所、氏名、生年月日を聞かれ、「いったん30万円支払ってもらえれば後で返金する。今からコンビニに行って電子マネーを買って」と言われた。どうしたらいいか。

**【アドバイス】**

事例は、1回クリックをしただけで、突然登録完了となり、料金を請求される「ワンクリック請求」の手口です。契約は成立していないので支払う必要はありません。「誤作動の人はこちら」などの案内があっても、連絡せず、画面を閉じましょう。連絡すると個人情報を聞き出され、執拗に請求される可能性があります。お金を支払ってしまうと取り戻すことは困難です。なお、請求画面が消えない場合は、（独）情報処理推進機構のウェブサイトを参照してください。困ったら消費生活センターに相談してください。
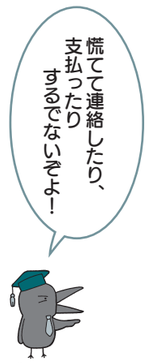
ガード博士からのワンポイント！